

これまでの三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画

策定協議会幹事会における議論の経緯について

第 1 回（平成 23 年 8 月 4 日（木）13：30～15：30）

議事及び概要

（1）現状報告

①現行計画の概要と実施状況について

・対策地域内の大気環境達成状況は、二酸化窒素については、四日市市納屋局の 1 局のみが平成 17 年度から平成 22 年度まで未達成。浮遊粒子状物質については平成 20 年度から全測定局で達成。

②平成 22 年度に三重県が実施した調査事業（自動車排ガス汚染状況等把握調査）の結果の概要説明

③自動車 NO_x・PM 法基本方針の改正について

・平成 23 年 3 月に改正された基本方針では、平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することとし、平成 27 年度までに監視測定局における環境基準を達成するように最善を尽くすこととされた。

（2）次期総量削減計画について

①基本方針改正に伴う今後の計画の在り方について

②今年度実施予定の調査等について

③その他

第 2 回（平成 23 年 10 月 3 日（月）13：30～15：30）

議事及び概要

（1）国道 1 号における大気汚染状況等の調査結果について

（2）自動車 NO_x・PM 法に基づく重点対策地区について

・局地汚染対策である重点対策地区について、三重県で導入すべきかについて確認した。幹事からの要望により、三重県の考え方を示した上で、各幹事に意見照会することになり、次回幹事会で審議を行うこととなった。

（3）計画素案について

（4）次期計画に盛り込む新たな対策について

・次期計画の「目標達成の方途」に記載可能な各主体の取組について照会することとなった。

（5）今後のスケジュールについて

（6）その他

第3回（平成23年12月21日（水）13：30～15：30）

議事及び概要

- (1) 対策地域内の窒素酸化物排出量算定結果について
 - ・三重県の調査結果により、窒素酸化物の総量削減目標量を示し、その目標量について了承された。また、将来の走行量の推計について、車両の保有台数の将来見込みを勘案するよう意見があり事務局で再検討することとなった。
- (2) 自動車NO_x・PM法に基づく重点対策地区の指定について
 - ・三重県で重点対策地区の指定は行わないことで了解を得た。
- (3) 自動車NO_x・PM総量削減計画（中間案（案））について
 - ・各幹事から照会した今後の施策を参考に、計画の目標達成の方途を作成し、その中の2（4）「流入車への対応」について議論し、幹事から了承をえた。
なお、次回幹事会に総量削減目標を達成するために必要な対策案とその対策による削減量を提案することとなった。

第4回（平成24年3月22日（木）13：30～15：00）

議事及び概要

- (1) 前回幹事会のご意見に対する事務局の考え方について
- (2) 自動車NO_x・PM法総量削減計画（中間案）（案）等について
 - ①自動車NO_x・PM法総量削減計画（中間案）（案）について
 - ・環境省調査結果より、粒子状物質の総量削減目標量が示されたので、計画に記載した。
 - ②流入車への対応等に係る窒素酸化物排出量算定結果について
 - ・窒素酸化物の総量削減目標量を達成するため、流入車対策の各ケースを示した。
- (3) その他
 - ・中間案を取りまとめたので、新年度にパブリックコメントすることです承された。

第5回（平成24年10月17日（水）10：00～12：00）

議事及び概要

- (1) これまでの三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会幹事会における議論の経緯について
- (2) パブリックコメント結果について
 - ・計画（中間案）に寄せられた意見の概要とそれに対する県の考え方について説明を行った後、その内容について審議し、幹事会の考え方とすることが了承された。
- (3) 三重県自動車NO_x・PM総量削減計画（最終案）について
 - ・パブコメ等を踏まえて修正した箇所を説明し、計画（最終案）とすることです承された。
- (4) その他